

(陳受22第13号)

永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情

受理年月日

平成22年 5 月27日

陳 情 者

陳 情 の 要 旨

日本国憲法は、第15条において、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」と規定し、また、第93条第2項において、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と規定しており、さらに、同項中の「住民」の解釈として、平成7年2月28日の最高裁判所判例は、「住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味する者と解するのが相当である」としている。

したがって地方公共団体の首長や議会の議員についても、「国民固有の権利」として、日本国民しか選挙権を行使することはできない。参政権は、憲法で国民のみに保障された権利であり、最高裁判決は、参政権は「権利の性質上日本国民のみをその対象とし」その「保障は、我が国に在留する外国人には及ばない」と明言していることから、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等を付与する法律の制定は、憲法に違反する。

このように、憲法に違反すると最高裁判例が下されており、日本国民として、地域住民として、何ら利益が想定できないため、国が永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう議会において議決し、意見書を提出することを陳情する。